

須坂市乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)実施園の意見について

1 こども誰でも通園制度の概要、認可の経過及び意見聴取の目的

こども誰でも通園制度とは、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月10時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位で利用できる制度です。

市では、2025年9月に「須坂市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を制定し、当該条例に基づき「学校法人 聖母マリア学園」から認可申請があり、市は条例等の法令に基づき審査をした結果、認可が適当と判断しました。

そこで、条例第3条の規定により、私立園において事業を実施する場合は市が認可を行う前に「子ども・子育て会議」の委員に意見聴取をおこなうこととしております。

については、委員各位にご意見をお伺いします。なお、事業について質問などございましたら、子ども課鈴木までお問合せください。

2 こども誰でも通園制度 実施予定園

マリアこども園（須坂市大字須坂1092番地）

マリアこども園西須坂分園（須坂市大字福島386番地1 イオンモール須坂内）

3 開始予定期 2025年12月1日

4 認可予定施設及び実施方法

項目／園名	マリアこども園	マリアこども園西須坂分園
施設種別	幼保連携型認定こども園	
事業区分	一般型(専用室独立) 一般型(在園児 合同)	一般型(専用室独立)
設置者	学校法人 聖母マリア学園	
設置場所	須坂市大字須坂1092番地	須坂市大字福島386番地1
保育室等の種類	子育て支援室(一時預かり室と合同) 全体 85.6 m ² ・ほふく室 3.30 m ² ・乳児室 6.60 m ² ・保育室 3.96 m ² ・便所、遊戯室(兼用)	遊戯室 全体 14.85 m ² ・ほふく室 3.30 m ² ・乳児室 6.60 m ² ・保育室 3.96 m ² ・便所、遊戯室(兼用)

利用方法	柔軟利用	定期利用
利用定員	0歳児 1人 1歳児 2人 2歳児 2人 合計5人	0歳児 1人 1歳児 2人 2歳児 2人 合計5人
職員配置数	保育士 1人(専従)	保育士 1人(専従)
食事の提供	給食・おやつ(あり)	
開所日・閉所日	開所日:月～金曜日 10:00～15:00 閉所日: 土・日曜日、祝日、年末年始等	開所日:月～金曜日 10:00～15:00 閉所日: 土・日曜日、祝日、年末年始等
利用料金	1時間当たり 300 円 (給食ありの場合)+400 円 (おやつありの場合)+100 円	

5 認可基準の審査結果

認可を行うための基準については、国が定める基準に基づき、市において「須坂市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」で定めています。 基準可否については下記のとおりです。

条例に基づく認可基準の事項

条	条文	基準可否
第1条	「趣旨」	基準を満たしています
第2条	「最低基準の目的」	基準を満たしています
第3条	「最低基準の向上」	基準を満たしています
第4条	「最低基準と乳児等通園支援事業者」	基準を満たしています
第5条	「乳児等通園支援事業者の一般原則」	基準を満たしています
第6条	「乳児等通園支援事業者と非常災害」	基準を満たしています
第7条	「安全計画の策定等」	基準を満たしています
第8条	「自動車を運行する場合の所在の確認」	基準を満たしています
第9条	「乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件」	基準を満たしています
第10条	「乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等」	基準を満たしています
第11条	「他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準」	基準を満たしています
第12条	「利用乳幼児を平等に取扱う原則」	基準を満たしています
第13条	「虐待等の防止」	基準を満たしています
第14条	「衛生管理等」	基準を満たしています
第15条	「食事」	基準を満たしています
第16条	「乳児等通園支援事業所内部の規程」	基準を満たしています
第17条	「乳児等通園支援事業所に備える帳簿」	基準を満たしています
第18条	「秘密保持等」	基準を満たしています
第19条	「苦情への対応」	基準を満たしています

第20条	<p>「乳児等通園支援事業の区分」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般型と余裕活用型 ・一般型とは、余裕活用型以外のものをいう。 ・余裕活用型とは、保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等(居宅訪問型を除く)を行う事業所において、その利用定員の範囲内で受け入れするものをいう。 	一般型で実施予定基準を満たしています
第 21 条	<p>「設備の基準」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児又は満2歳に満たない幼児を利用する一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設ける。 ・乳児室の面積:幼児1人につき <u>1.65 平方メートル以上</u> ・ほふく室の面積:幼児1人につき <u>3.3 平方メートル以上</u> ・保育室又は遊戯室の面積:満2歳以上の幼児1人につき <u>1.98 平方メートル以上</u> 	基準を満たしています
第 22 条	<p>「職員」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>乳児等通園支援従事者の数:</u> 乳児おおむね3人につき1人以上 満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上 そのうち半数以上は保育士 <u>一般型は事業所1につき2人を下ることはできない</u> 	基準を満たしています
第 23 条	「乳児等通園支援の内容」	基準を満たしています
第 24 条	「保護者との連絡」	基準を満たしています
第 25 条	<p>「設備及び職員の基準」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・余裕活用型の設備及び職員の基準 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(保育所に係るものに限る。) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準 家庭的保育事業等を行う事業所 須坂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(居宅訪問型保育事業に係るものをお除く。) 	基準を満たしています
第 26 条	「準用」	基準を満たしています
第 27 条	「電磁的記録」	基準を満たしています
第 28 条	「補則」	—

※参考:こども誰でも通園制度における認可基準は、保育所等の運営基準に基づき定められていることから、保育所等として認可されている施設での実施の場合は、認可基準はすでに満たされております。

本事業に関する問合せ先: 須坂市教育委員会子ども課 児童保育所係

TEL 026-248-9026(課専用) 担当者 鈴木